



定款認証の負担軽減のための デジタル活用に向けた実務検討会 中間案に対する意見

2024.11.22

新経済連盟の基本的な考え方

「法人設立手続のデジタル完結」、「公証人による定款認証」に対する当連盟の基本スタンスは次のとおり。

1. 「**法人設立手続においても、ユーザインターフェイス/ユーザエクスペリエンスを重視する民間サービスとの連携によってワンストップ化・デジタル完結を進めるという視点が不可欠**」※1。

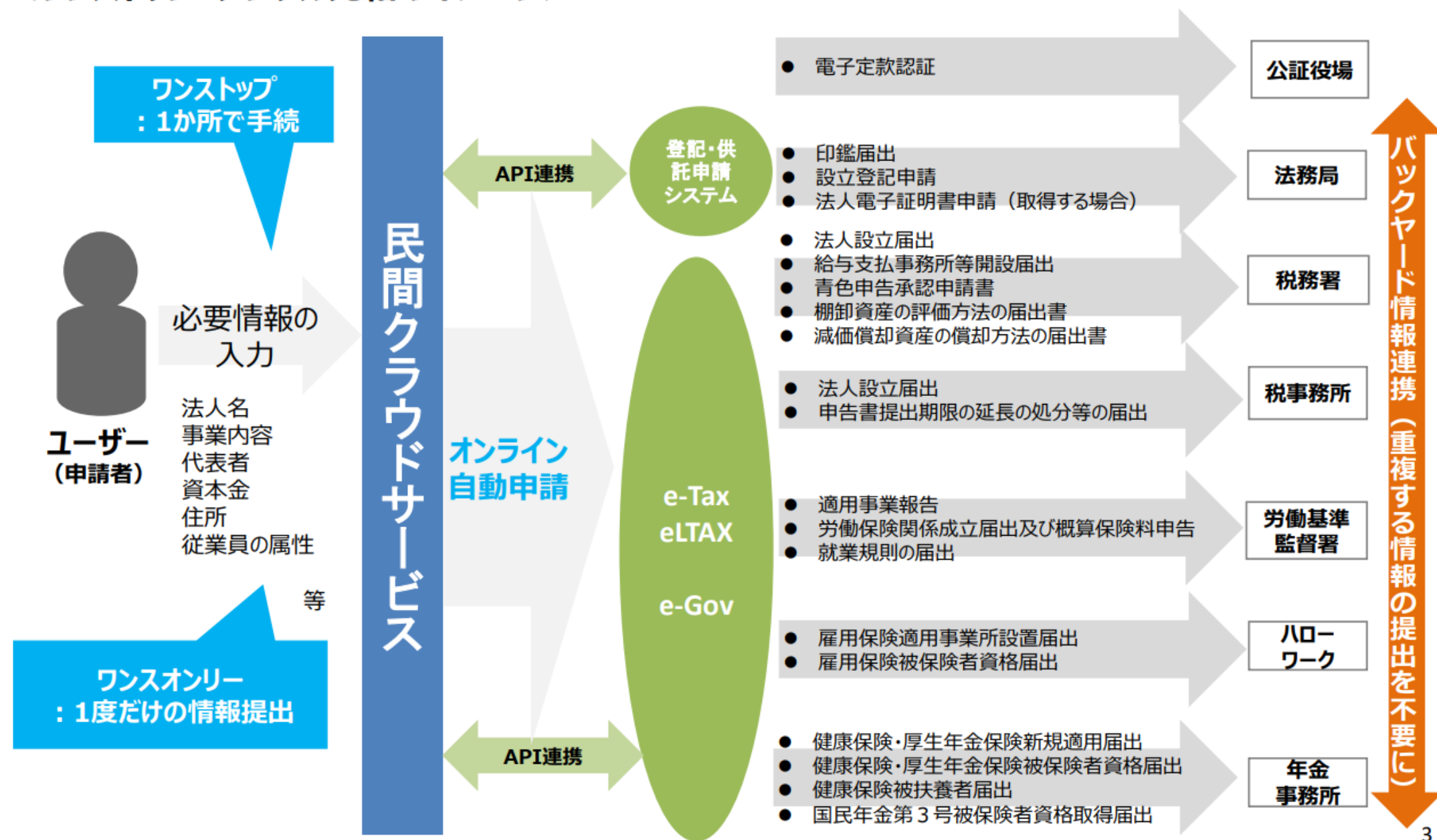
※1 新経済連盟（2017.4.24）「法人設立手続のワンストップ化・デジタル完結等に向けた提案」

2. 「**そもそも論として、電子署名を付された電子定款について公証人による認証を必要とすること自体をゼロベースで再検討し、不要とすべき**」※2。また、「**社会全体のデジタル化が喫緊の課題である中、経済社会を支える法基盤である公証人制度全体も、デジタル化に対応する必要**」※3。

※2 新経済連盟（2021.11.1）「『公証人手数料令の一部を改正する政令案』に関する意見」

※3 規制改革推進会議投資等WG（2021.4.13）における新経済連盟説明資料「公証制度における対面手続のオンライン化」

＜ワンストップ・デジタル完結のイメージ＞



【参考】原始定款の認証の在り方に関する過去の議論の振り返り

日本経済再生本部（本部長：内閣総理大臣）の下で開催された「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」において、既に「モデル定款の採用」、「発起人の本人確認」及び「発起人の真意（実質的設立意思）の確認」について方向性が打ち出されている。

○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」（平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会）（抄）

Ⅱ．電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化

2．具体策と工程

会社法及び公証人法に基づき、現在は株式会社の原始定款について公証人の面前における認証が求められているが、検討会においては、いかなる場合についても公証人による認証が必要か、また「面前」における認証が必要か否かについて議論が行われた。

（1）真正性の担保（電子署名が付された電子定款の活用）

（略）電子証明書（特に公的個人認証）については、（略）偽造・なりすましの難易度が高く、高い安全性が担保されており、電子申請は書面申請よりも一段高い真正性の実質的な確保が可能だと考えられる。（以下略）

（2）適法性の担保（モデル定款の採用）

公証人による認証が行われる際に公証人は定款が会社法等の法令違反や無効なものでないことを確認している。

これに関し、検討会における議論では、会社法等に基づいて作成された適法なモデル定款に従っている場合は、モデル定款で示された部分については違法・無効となる余地が認められず、またモデル定款中自由記載とされた部分については登記官による審査が行われるため、定款の適法性が担保されるとの指摘があった。

（以下略）

（3）真意の確認

真意の確認については、設立形態等の定款の内容が発起人の意思に基づいたものとし、設立後に、定款の定め反するような行為を防止し、また不正な起業を抑止しているとの意見が法務省並びに日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会からあり、その効果の程度について議論が行われたが、検討会においては、認証をする設立前の時点で、設立後に定款の記載内容どおりに実施することの担保が困難であること等から、これを理由に面前における確認を必須とする合理性は認められないということが本検討会委員の総意であった。

中間案に対する意見①：モデル定款の導入について

- モデル定款の導入を目指す対象を、「当面、①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通会社のみ⑤非公開会社に限定」するとする方針には異論はないものの、これに固定することなく、対象の拡大を見据えながら検討を進めていくべき。
- 商号、事業目的及び発行可能株式総数等を自由記載とするのはやむを得ないものと思料。他方、
 - その審査の主体が公証人に限定されることには疑問。このような内容であれば、例えば知識や経験を備えた司法書士や行政書士等でも審査を行い得るはず。
 - データベース化（次頁参照）等により定款記載情報の蓄積が進めば、類型化もなされ、
 - ✓ これを取り入れたシステム等で作成されたモデル定款については、その審査に専門性を求める必要がなくなることも想定すべき。
 - ✓ 更には、AI技術を活用するなどして、審査自体を自動で行うことも可能になると思料。これを法人設立ワンストップシステムに組み込み、民間サービスともAPI連携できるようにするとともに、システム利用料のみとするなど手数料も極小化することも検討していくべき。
- モデル定款を作成するシステム等については、中間案にあるとおり、既存の法人設立ワンストップサービス等を有効活用するとともに、APIを開放することにより民間サービスとも連携できるようにすべき。

中間案に対する意見②：面前確認の見直し等について

- 発起人の真意（実質的設立意思）については、そもそも公証人による面前確認が完全なシステムであるかどうかも疑問。根源的に、定款を用意し、対面であれ公的個人認証を通じてであれ本人確認を経て法人を設立しようとする時点で、ほぼ全ての発起人に実質的な設立意思が備わっているものと思料。
- 中間案では、モデル定款を作成するシステム等を利用するケースにおいて、「観点①」（定款記載情報をデータベース化し、これを基に定款の記載内容を審査）及び「観点②」（法人設立に関する質問集を用意し、その中から複数問をランダムに抽出して発起人に回答させ、その内容を審査）から複合的に審査し、リスクが低いと認められる場合には面前確認手続を省略可能とするところがあるが、
 - 仮にこれを導入する場合でも、
 - ✓ 公証人が不用意に低リスクの事案を面前確認の対象と判断することのないようにすべき。
 - ✓ 公証人や公証役場により判断基準や審査時間等に差異が生じる可能性があることから、全国の事案を一律に扱うことのできる機関等を設けるべき。
 - ✓ 公証人の業務が省力化されることから、手数料を低減させるべき。
 - 定款記載情報や回答の蓄積が進めばリスク判定も容易となり、面前確認の要否も自動で判断できるようになることも想定すべき。
 - AI技術を活用するなどして公証人による面前確認に代わるプロセスを法人設立ワンストップシステムに組み込み、民間サービスともAPI連携できるようにしつつ、システム利用料のみとするなど手数料も極小化することも検討していくべき。
- なお、定款認証手続における発起人の本人確認については、中間案にあるとおり、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすべき。

Appendix

新経済連盟「規制改革提言2024」（抜粋）

新経済連盟が本年 9 月13日に公表した63提言からなる「規制改革提言2024」より、法人設立・登記に係る 4 提言を抜粋

※同提言については次を参照

<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/22678.html>

コロナ禍に生活様式や仕事のスタイルに変化がもたらされ、その渦中に誕生したデジタル庁の主導によりDXに向けた取組も大きく加速した。

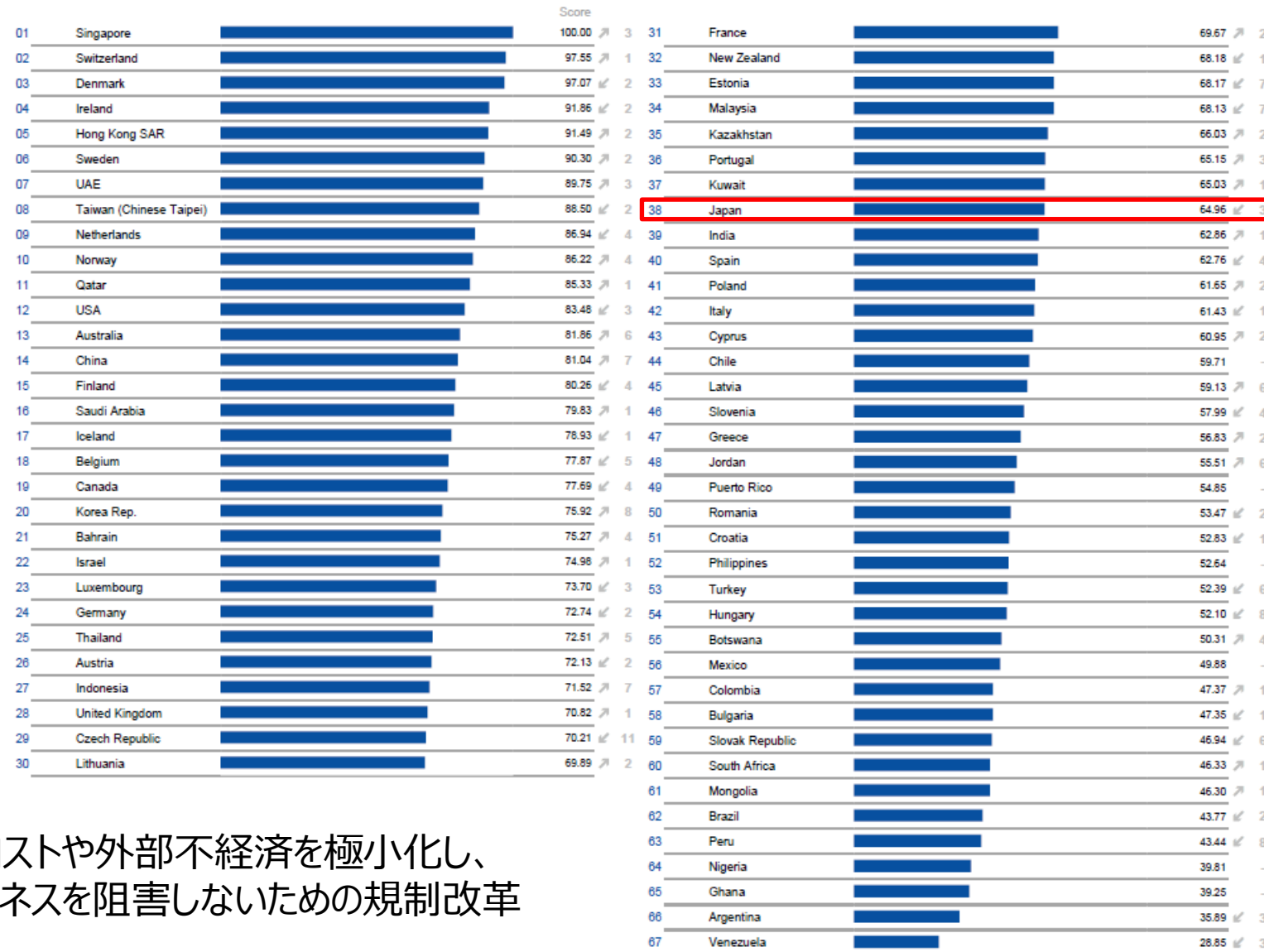
しかし、社会が落ち着きを取り戻した昨今、その揺り戻しとも言える、デジタルの恩恵を否定するかのような政策論議が首をもたげ始めている。また、DXが中途半端なばかりにかえって煩雑さを見せる手続き等の存在も露わとなっている。

加えて、人口減少・労働力不足に収束を見せる気配はなく、我が国の社会構造自体が深刻な制度疲労に苛まれ続けている。

こうした中、我が国の国際競争力の低下に歯止めがかからない。我が国以上の改革スピードを見せる新興国等に小さからぬ遅れをとっている様子が伺われる。

このような状況を座視することはできない。不要なコストや外部不経済を極小化し、必要な競争環境を整えるべく、デジタル時代のビジネスを阻害しないための規制改革を今こそ推進すべきである。

世界競争力ランキング2024



【出典】IMD World Competitiveness Ranking 2024

※日本は2023年より3ランク下がり38位

今、日本に求められているもの

デジタル経済の中でイノベーション／アントレプレナーシップ／グローバル化を徹底し、
新たな価値の創出（≠コストカット）を通じた生産性の向上により、豊かさを実現すること

様々な課題を残したままでは実現不可能

- 税金が高く国際競争を闘えない
- 規制の制約でビジネスができない
- 「採用コスト」が高く雇用できない
- 地方の創意工夫での改革が進まない
- 政府が迅速に課題に対応できない
- 再分配が効率的に進められない
- 少子化により未来の展望が描けない
- 教育で必要な能力が習得できない
- 外国人・女性が能力を発揮できない

自由で柔軟な ビジネスの創出・展開

- 高い税金を引き下げ
国際競争力を生む税制改革
- デジタル時代のビジネスを
阻害しないための規制改革
- 積極的な雇用や人材活用を
可能とする労働政策

改革促進的・効率的な 政治・行政システム

- 地方政府間の改革競争を
促す統治機構改革
- Pro-businessな行政を
実現する中央政府改革
- 「民」の力を活用した
再分配・社会政策

適材・適所・適時で 人を活かす仕組み

- デジタル経済に対応した
人材を育成する教育政策
- 海外から人材を積極的に
受け入れる移民政策
- 誰もが自ら望む仕事で
実力を発揮できる労働政策

定款認証制度の見直し

起業に係るコスト削減のため、

- ①モデル定款やマイナンバーカードでの本人確認等により定款認証を省略すべき
- ②定款認証を経る場合においても手続きの迅速化・認証手数料の低減を図るべき

- 我が国においては、会社法上、**株式会社の設立時の定款について公証人による認証を受けることが必要**とされており、これが**オンラインによる完全ワンストップでの手続き、即時の起業の妨げ**となっている。特に負担を強いられているのが「限りある時間・労力の中で創業準備を行う起業家」であることから、スタートアップ支援を重視する政府の方向性とも整合が取れていない。

2023年12月より、法務省も関与する形で、日本公証人連合会による定款の作成を支援するデジタルツールの提供が始められるとともに、本年1月からはこれを用いた定款については原則48時間に認証手続きを完了する運用が東京や福岡を皮切りに開始されているが、課題の根本的な解決につながるものではない。

- ついては、「所定のフォームに一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）を入力又は選択」することにより作成される「定款の必須記載事項等を満たした定型的な株式会社の定款案」（「[規制改革実施計画](#)」2024年6月21日閣議決定）、いわゆる**モデル定款を導入するとともに、マイナンバーカードでの本人確認・電子認証等を組み込むことで定款認証業務を省略し、オンラインで起業手続きを即日完結できる環境を創出すべき。**

また、モデル定款によらず**定款認証を経る場合においても、手続きの迅速化や認証手数料の低減・無償化を図るべき。**

- 「[法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化に向けて](#)」（2018年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会）において、定款認証において確認されている事項は事実上「真正性の担保」と「適法性の確保」に留まり、それぞれ「電子署名が付された電子定款の活用」と「モデル定款の採用」により補うことができるとされている。本件の検討の原点がここにあることを改めて認識すべきである。

特定創業支援等事業における市町村作成証明書の電子化

産業競争力強化法に基づき市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を電子化し、法務局等にオンラインで提出できるようにすべき

- 市区町村が「特定創業等支援計画」を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、当該特定創業等支援計画に記載の**特定創業等支援事業により創業を行った者は、登録免許税の軽減措置**※等を受けることができる。

※株式会社・合同会社は資本金の0.7%を0.35%に、合名会社・合資会社は1件につき6万円を3万円に軽減

この軽減措置を受けるには、市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による受けたことの証明書」を当該創業者が会社設立登記申請と同時に法務局に提出する必要があるが、当該証明書の電子化が進んでおらず、法務局への提出も書面をもって行わざるを得ない状況にある。

法人設立ワンストップサービスを利用することでオンラインで法人設立時の登記を行うことができるものの、この制約のため、特定創業支援等事業制度を活用する場合にはオンラインでこれを完結することができない。

- ついては、「**特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書**」についても法人設立ワンストップサービス、申請用総合ソフト等によるオンラインでの提出を可能とするため、これを**市区町村長が電磁的方法で発行するようにすべき**。また、デジタル化が円滑に行われるよう、所管省庁は認定市区町村に対する依頼、情報の提供等を行うべき。
- なお、電磁的方法による発行に切り替わるまでの**当面の措置として**、書面で発行された**当該証明書をスキャナーで取り込んで作成したその電磁的記録**に市区町村長の電子署名を略しつつ代わりに**創業者の電子署名を付し、添付書面情報としてオンラインで提出できるようにすることも検討すべき**。

登記情報内容の扱い等に関する申出の電子化等

商業登記・法人登記情報において、

- ① 役員の氏名への旧氏の併記の申出をオンラインで行えるようにすべき
- ② 代表取締役等の住所非表示の申出を登記時以外にも、かつオンラインで行えるようにすべき
- ③ 株式会社以外の法人でも、代表者の住所を非表示とできるようにすべき

➤ 登記情報に関しては**役員の氏名への旧氏の併記**が可能だが、オンラインでの登記手続きと同時に行う場合を除きその申出は書面でしか行うことができないところ、**申出のみであってもオンラインで行えるようにすべき。**

また、短期的には対象者（住民票への旧氏の併記手続きを行った者）のマイナンバーカードの署名用電子証明書を送信することにより、中長期的には戸籍システムと連携することにより、旧氏を証する書面※の提出を不要としオンラインで手続きを完結できるようにすべき。

※旧氏を証する書面の例

- ✓ 併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍謄抄本等
 - ✓ （初めて旧氏を記録する場合）住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望するときは、これらの写し
- 本年10月より、**株式会社については代表取締役・代表執行役・代表清算人の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスにおいて非表示**とすることが可能となるが、**その申出は、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合にしか認められていない。これを登記とは別に、かつオンラインで行えるようにすべき。**
- また、**株式会社以外の形態の法人についても、同様にその代表者の住所を非表示とできるようにすべき。**

GビズIDプライムのオンライン申請手法・対象の拡大

GビズIDプライムのオンライン申請について、

- ①申請の際、商業登記電子証明書も利用できるようにすべき
- ②一般社団法人等についても早期に、同様の仕組みで可能となるようにすべき

- 公的法人認証制度の確立が待たれる一方、国税や地方税の電子申告、特許のインターネット出願や電子政府調達システム（GPES）等、**国・地方公共団体等に対する多くのオンラインによる申請・届出の手續において商業登記電子証明書を利用することが可能**となっている。
- 本年3月からは**株式会社や合同会社等についてはGビズIDプライムのオンライン申請が可能**となったところ、商業登記電子証明書の取得が可能な法人については、**その申請にこれも利用できるようにすべき**。
- 他方、合資会社、一般社団法人や一般財団法人（公益認定を受けたものを含む）等についてはオンライン申請の対象外であり、未だに代表者印を押印した申請書と印鑑証明書の郵送が必要である。
- ついては、登記済の**他の類型の法人についても早期に同様のオンライン申請を行えるようにすべき**。

オンライン申請が可能な法人	オンライン申請に未対応の法人
株式会社、有限会社、合同会社、相互会社、特定目的会社、投資法人、組合契約、有限責任中間法人、無限中間責任法人、有限責任事業組合、限定責任信託	合資会社、医療法人、一般社団法人、社会福祉法人、中小企業組合、一般財団法人、農業協同組合、宗教法人、水産共同組合、学校法人、特殊法人、輸出入組合、合名会社、信用金庫、労働金庫、輸出水産行組合、技術研究組合、政党、その他（特定非営利活動法人、税理士法人など）

